

2020年度以降の処遇改善等加算 に係る基準年度の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から「加算適用の前年度」に見直す方向で検討 <sup>2</sup>する。

	見直し前	見直し後（2020年度～）
<b>基準年度</b>	確認の効力が発生する前年度 又は 平成27年度以前に保育所だった施設は平成24年度	加算適用の <b>前年度</b>
2020年度に賃金改善を実施する場合のイメージ （保育所の場合）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">2012（平成24）年度水準から賃金改善</div> <p>2012（平成24）年度 【基準年度】</p> <p>2019（平成31）年度</p> <p>2020年度</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">2019（平成31）年度水準から賃金改善</div> <p>2012（平成24）年度</p> <p>2019（平成31）年度 【基準年度】</p> <p>2020年度</p>

1 処遇改善等加算 においても同様の見直しを行うものとする。

2 詳細については2019年度中に検討を行い、適宜周知等を行った上で、2020年度からの適用を目指す。